

令和3年度宇部市地域デジタル活用講座4回目

地域の情報発信-動画編



株式会社ローカルラボ
代表取締役 千々松葉子

撮影の前に知っておきたい著作権

著作物

小説、音楽、美術、アニメなどの作品は、それを作った人がそれぞれ自分の考え方や気持ちを作品として表現したもの

著作権

著作者の人格をまもるための「著作者人格権」、

著作物の利用を許可してその使用料を受け取ることができる権利としての「著作権(財産権)」

簡単に言うと

人がつくったものを勝手にコピーしたり
使っちゃダメ！

→ポスター やキャラクター・企業のロゴなどの
商標物が写りこまないよう注意する

【参考】<http://kids.cric.or.jp/>

The screenshot shows a colorful website for children about copyright. At the top, there's a navigation bar with links like '学ぼう著作権', 'こんな時の著作権', 'DVD', '用語集', 'お役立ちリンク', '指導される方へ', and 'ホーム'. Below the navigation, there's a main title 'みんなのための 著作権教室' with illustrations of children. A large green banner in the center says '著作権を正しく理解して 豊かな文化を育てよう' with cartoon characters. At the bottom, there are several boxes with text and small illustrations, such as '「学ぼう著作権」私が描いたイラストにも著作権？', '「こんな時の著作権」シーン別に涼感理解', '「もっと詳しく知りたい人に DVDもあります」', and 'キャラクター紹介'.

撮影の前に知っておきたい肖像権

肖像権

- すべての人には、無断で撮影されたり、無断で公開されたり利用されたりしないように主張できる権利
- 無関係の人が映りこまないよう工夫する
映りこんだ場合は識別できないよう加工する
※拡大しても判別できないか要チェック
映りこんでいる人に許可をとる
インタビューなどは事前に使用許可を得る

インターネットに公開する・上映する・配布するなどの時は気をつけよう

2

音楽の利用は要注意

【参考】YouTube等の動画投稿サービスでの音楽利用
<https://www.jasrac.or.jp/news/20/interactive.html>



一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

- 国内の作詞者・作曲者・音楽出版社などの権利者から著作権の管理委託を受けている管理団体

JASRACとYouTubeは許諾契約を締結、JASRACに登録されている国内の楽曲であれば、動画の投稿者が個別に許諾を得なくても、曲を使用した動画を投稿できる

- 自分自身が演奏・歌唱した音源を使用する場合には許諾は不要
- CDなどの音源制作者が別にいる場合は音源制作者の許可が必要

3

【身边な事例】こんなこともNGに

【著作権】

地元のお祭りの踊りを撮影してサイトに動画掲載
→振付した人より、踊りの振付の著作権があるので掲載しないでほしい
と言われる→掲載を取り下げ

【肖像権】

地域のイベントの様子の写真を、写っている人に許可なくSNSに掲載
→消してほしいと言われる(個人の様々な事情に配慮が必要な場合もあり)

【音楽の利用】

音源を利用した意図はなかったが著作権侵害になった
→地域の花火大会を撮影してYouTubeに掲載
背景にレコードの音源が入っていたため著作権侵害と判断
YouTubeから警告が来て→動画が削除された
※複数回警告が来るとYouTubeのアカウントが停止になる